南後谷西地区の地区計画



良好な市街地の形成のために

八期 简

良好な市街地の形成を目指して

まちづくりの方針

◆良好な居住環境の維持増進を図りつつ、既存工場の操業環境を確保し、住宅と既存の 工場が共存した良好な市街地の形成を図ります。

①地区施設の整備方針

既存の道路を活かすほか、新たに緑道を配置し、計画的に基盤施設の整備を行います。

②建築物等の整備方針

住宅と既存の工場が共存した良好な環境を目指し、防災、防犯に配慮した健全な市街地環境を形成するために以下の建築物等の規制誘導を行い、潤いのあるまちづくりを推進します。

- 1 建築物等の用途の制限
- 2 建築物の敷地面積の最低限度
- 3 建築物等の高さの最高限度
- 4 建築物等の形態又は意匠の制限
- 5 かき又はさくの構造の制限

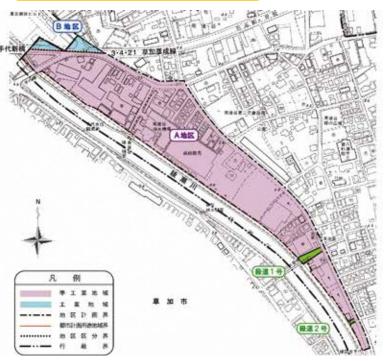
③土地利用に関する方針

住宅と既存の工場が共存した良好な土地利用を図ることを基本とし、住環境及び工場の操業環境 に配慮しつつ、緑豊かで利便性の高い土地利用の促進を図ります。

位 置 図

草加駅 草加八瀬三郷線 草加八瀬三郷線 本加市 松戸草加線 松戸草加線

地区区分図



平成18年3月31日告示

A 地区

準工業地域

けん ぺい りつ 建蔽率:60% 容積率:200%

B地区

工業地域

建蔽率:60% 容積率:200%

地 X 噩 惼 計

制 の用 途

A 地区

- 1. 準住居地域内に建てられない 用途(ただし、基準時において 工場の用に供されているもの で、かつ、当該敷地内にあるも のを除く)
- 2. ボーリング場・スケート場・水泳 場その他これらに類する運動施設 の用途に供する部分の床面積の 合計が3,000 ㎡を超えるもの



- 3. ホテル又は旅館(旅館業法第2 条第 3 項に規定する簡易宿所 営業を営む施設その他これに 類するものを含む)
- 4. 畜舎



5. 店舗・事務所の用途に供する部

分の床面積の合計が3,000㎡

を超えるもの



6. マージャン屋・パチンコ屋・射 的場・勝馬投票券発売所・場外 車券売場その他これらに類す るもの



7. カラオケボックスその他これに 類するもの



8. 集会場(近隣住民を対象とした ものを除く)





B地区

1. ボーリング場・スケート場・水泳 場その他これらに類する運動施設



2. カラオケボックスその他これ に類するもの



3. マージャン屋・パチンコ屋・ 射的場・勝馬投票券発売所・ 場外車券売場その他これら に類するもの



4. 集会場



5. 旅館業法第2条第3 項に規定 する簡易宿所営業を営む施設 その他これに類するもの

A地区

B地区

建築物の敷地面積の最低限度

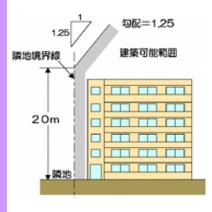


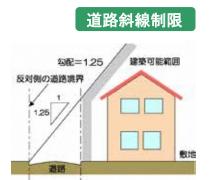


隣地斜線制限

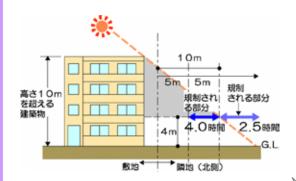
建築物等の高さの最高限度

高さの最高限度

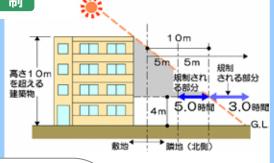








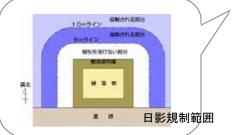
日 影 規 制



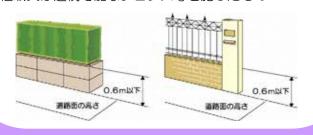
かき又はさくの構造の制限

1. 生垣

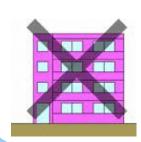




2. 道路面からの高さが概ね60cm以下の基礎の上に 植栽又は透視可能なフェンス等を施したもの



建築物等の形態又は意匠の制限



地区の環境 に調和した 色彩に!

南後谷西地区地区計画

地区の A地区 B地区							
地区の区 分		出 区の					
面積			約5.9ha			約0.2ha	
	地区施設	の分類	名称	幅員	延長		
地区整備計画	の配置及び規模線	 緑 道	緑道1号	約9~14m	約 40m		
			緑道2号	約9m	約 10m		
	建築物等に関する事項		次に掲げる建築物は、建築してはならない。 1 建築基準法別表第2(と)項に掲げる建築物(準住 1 ボーリング場、スケート場、水泳場そ				
		建築物等の用途の制限	居地域内に建ていて場の用に地内にあるものはあるものは、	られない用途)(ただ供されているものでき除く。) スケート場、水泳がの用途に供する部分では、 超えるもの (旅館業法第2条第一位) ではないでは、 の用途に供する部分では、 ではないでは、 の用途にはないでする。 の用途にはないでする。 の用途にはないでする。 がまるもの がまるもの がまるもの がまるもの がまるもの がまるもの がまるもの がまるもの がまるもの がまるもの がまるもの がまるもの がまるもの がまるもの がまるもの がまるもの がまるもの がまるもの がまるもの がまるもの がまる。 の用途にはないできた。 の用途にはないできた。 の用途にはないできた。 の用途にはないできた。 の用途にはないできた。 の用途にはないできた。 の用途にはないできた。 の用途にはないできた。 の用途にはないできた。 の用途にはないできた。 の用途にはないできた。 の用途にはないできた。 の用途にはないできた。 の用途にはないできた。 の用途にはないできた。 の用途にはないできた。 の用途にはないできた。 の用途にはないできた。 の用途にはないできた。 の用途にはないできた。 の用途にはないできた。 の用途にはないできた。 の用途にはないできた。 のれるもの のできた。 のれるもの のできた。 のれるもの のできた。 のれるもの のできた。 のれるもの のないでもの のないでもの のないでもの のないでもの のないでもの のないでもの のないでもの のないでもの のないでもの のないでもの のないでもの のないでもの のないでもの のないでもの のないでもの のないでもの のないでもの のないでもの のないでもの のないでもの のないでもの のないでもの のないでもの のないでもの のないでもの のないでもの のないでもの のないでもの のないでもの のないでもの のないでもの のないでもの のないでもの のないでもの のないでもの のないでもの のないでもの のないでもの のないでもの のないでもの のないでもの のないでもの のないでもの のないでもの のないでもの のないでもの のないでもの のないでもの のないでもの のないでもの のないでもの のないでもの のないでもの のないでもの のないでもの のないでもの のないでもの のないでもの のないでもの のないでもの のないでもの のないでもの のないでもの のないでもの のないでもの のないでもの のないでもの のないでもの のないでもの のないでもの のないでもの のないでもの のない のない のない のない のない のない のない のない のない のな	だし、基準時にお 基準時にお 場で、かつ、当該割 場で、かつ、当該割 場で、かつ、当該割 場で、かつ、当該割 場で、かつ、当該割 場で、かつ、当該割 はこれらに計 はこれらに計 はこれらに計 はこれらに計 はこれらに計 はこれらに計 はこれらに計 はこれらに計 はこれらに計 はこれらに計 はこれらに計 はこれらに計 はこれらに計 はこれらに計 はこれらに計 はこれらに計 はこれらに計 はこれらに計 はこれらに計 はこれらに計 はこれらに計 はこれらに計 はこれらに計 はこれらに計 はこれらに計 はこれらに計 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらに対 はこれらにがに対 はこれらにがにが はこれらにが はこれらにが はこれらにが はこれらにが はこれらにが はこれらにが はこれらにが はこれらにが はこれらにが はこれらにが はこれらにが はこれらにが はこれらにが はこれらにが はこれらにが はこれらにが はこれらにが はこれらにが はこれら はこれらにが はこれらにが はこれらにが はこれらにが はこれらにが はこれらにが はこれらにが はこれらにが はこれらにが はこれらにが はこれらにが はこれらにが はこれらにが はこれらにが はこれらにが はこれらにが はこれらにが はこれらにが はこれらにが はこれらにが はこれらにが はこれらにが はこれらにが はこれらにが はこれらにが はこれらにが はこれらにが はこれらにが はこれらにが はこれらにが はこれらにが はこれらにが はこれらにが はこれらにが はこれらにが はこれらにが はこれらにが はこれらにが はこれらにが はこれらにが はこれらにが はこれらにが はこれらにが はこれらにが はこれらにが はこれらにが はこれらにが はこれらにが	 の他これらに類する運動施設 カラオケボックスその他これに類するもの マージャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 集会場 旅館業法第2条第3項に規定する簡易宿所営業を営む施設その他これに類するもの 	
			8 集会場(近隣住	民を対象としたもの	を除く。)		
		建築物の 敷地面積 の 最低限度	1 2 0 m²ただし、地区計画決定時に1 2 0 m² 未満の敷地については、計画決定時の面積とする。			130m ² ただし、地区計画決定時に130m ² 未満の 敷地については、計画決定時の面積とする。	
		以巴拉及	建築物の高さ又は各部分の高さは、次に掲げるもの以下とする。				
		建築物等の高さの最高限度	あるのは「1.25 2 建築基準法第5 いては、「イ若し は二」と、「イス と、同号の口の るのは「1.25」 3 建築基準法第5 させてはならな	第3の(に)欄3 5」とする。(道路約6条第1項第2号の くは二」とあるのに なは二」とあるのは 規定の適用について とする。(隣地斜線	の項中「1.5」と 線) の規定の適用につ は「イ、ロ若しく 「イ、ロ又は二」 には、「2.5」とあ り) 規定により、生じ 関表第4(い)欄	1 18m 2 建築基準法第56条第1項第1号の規定の適用については、法別表第3の(に)欄の3の項中「1.5」とあるのは「1.25」とする。(道路斜線) 3 建築基準法第56条の2第1項の規定により、生じさせてはならない日影時間は、法別表第4(い)欄の3の項に掲げる(に)欄(2)の制限を適用する。(日影規制)	
		建築物等 の形態又 は 意 匠 の 制 限				建築物及び広告物等の色彩は、原色を避け、 地区の環境に調和した色彩とする。	
		かき又は さくの構 造の制限	次に掲げるものと ただし、ゴミ集 この限りではない 1 生垣 2 道路面からの高	積所の囲障及び門	柱、門扉等は、		

- ※ 基準時とは、都市計画の告示がされた日

地区計画の目標を実現するために

◆届出・勧告制度

地区計画の区域内で建築物を計画したり、宅地造成などを行う場合、工事着手の30日前までに届出が必要となります。

市では、届出を受けた計画が地区計画に適合しているか、届出の内容を審査します。適合していない場合には、計画の変更などを勧告します。

◆条例の制定

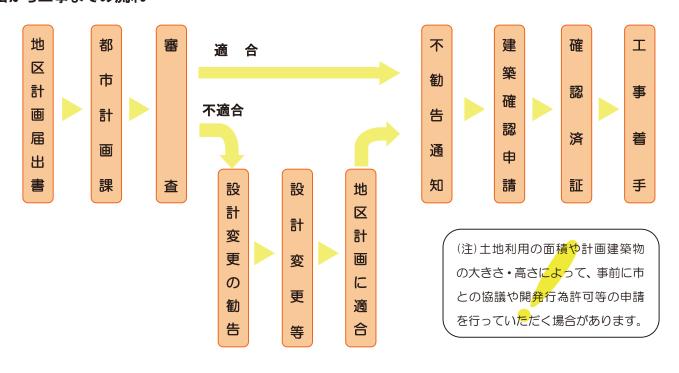
地区計画の中で建築物等に関する制限として定められた事項のうち、特に重要な事項については、建築基準法に基づく市の条例で制限として定めているため、建築確認の審査対象となります。

◆届出が必要な行為

届出が必要な行為の主なものは次のとおりです。なお、地区計画の内容や届出についての疑問がありま したら、下記問合せ・届出先までおたずねください。

行 為	内 容			
(1)建築物の建築	「建築物」には、車庫、物置、建築物に附属する門又はへいなどが含まれます。			
(1) 建杂物の建杂	「建築」とは、新築、増築、改築、移転のことをいいます。			
(2) 工作物の建設	「工作物」とは、かき、さく、へい、門、広告塔や看板などをいいます。			
(3)建築物等の形態 ・意匠の変更	建築物等の屋根、外壁の変更及びかき又はさくの構造の変更などをいいます。			
(4)土地の区画形質 の変更	切土、盛土及び区画等の変更			

◆届出から工事までの流れ



お問合せ・届出先

(令和元年8月発行)

八潮市役所都市計画課: 〒340-8588 埼玉県八潮市中央1-2-1 TEL048-996-2111